深夜酒類提供飲食店営業開始届出について(法人)

1 必要書類

- ① 営業開始届出書 … 様式あり
- ② 営業の方法 … 様式あり
- ③ 周囲の略図
- ④ **営業所の平面図** … 面積やいす、テーブルの位置が分かるもの 営業所内(客室など)の面積を計算した式も欄外に記載 し、内寸で計測する
- ⑤ 営業所の照明設備、音響設備、防音設備が分かる平面図、図面
- ⑥ 営業者の住民票 … 本籍が記載されているものに限る
- ⑦ 定款の写し
- ⑧ 法人の登記事項証明書(現在事項証明書) … 法務局発行
- ⑨ **役員の住民票** ··· 本籍が記載されているものに限る

2 その他

届出受理時には届出内容について質問、確認の後、届出書の訂正・追加記載を求めることがありますので、届出者の方がいらしてください。

<u>調査の結果、営業所の場所が深夜酒類提供飲食店を営業できない地域であること</u>が判明した場合は、午前〇時前に終わる営業をしてもらうこともあります。

届出書の確認作業に時間を要します。

窓口で待っていただく時間を軽減するためにも事前の連絡をお願いいたします。

(記載例)

【開始届出書】

別記様式第47号 (第103条関係)

		Т			Γ
- 1	100 April 100 Ap	1	- Page 1	200	1
	340 Pm 596	, a	380 Th	2.30	
	285 July 14 19		797 (34b	303.	
	7F 74 FI		117	73	

深夜における酒類提供飲食店営業営業開始届出書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第33条第1項の規定により届出 をします。

OO 年 OO 月 OO 日

秋田県 公安委員会殿

届出者の氏名又は名称及び住所 秋田市・・・・・・・ 株式会社 あきた

			(Free 9)	秋田 太	08		
	(ふりがな)	かぶしきがいしゃ &	b きた				
氐	名又は名称	株式会社 あきた					
Œ	所	〒 (001-0003) 秋田市・・・・・		(018)	800	周0000番	
	(ふりがな) (にあつては、	あきた たろう					
	の代表者の氏名	秋田 太郎					
	(ふりがな)	すなっく あきた			00000000		
苦	業所の名称	スナック 秋田					
25	業所の所在地	〒 (001-0002) 秋田市・・・・・			800	局0001番	
	建物の構造	鉄筋コンクリート3階建					
	建物内の営 業所の位置	2階の一部					
密	客室数	19	室 営業所	の床面積	4 0	. 8 mi	
業所	客室の総	22.08	各客室の	22.08	nl.	nt	
の頻	床 面 積	nt	床面積		iff	nf	
遊		客室 60Wダウンライト10基 調理場 60Wダウンライト3基 トイレ、手洗場 60Wダウンライト3基 事務室 40W蛍光灯2基					
及	照明設備			and the second s			
及び設	照明政備 音響設備		/ダウンライト	3基 事	多宝 4	OW蛍光灯2基	
及び	RANGE NAME OF	トイレ、手洗場 60W	/ダウンライト I 台、モニタ・	·3基 事 -1台、スヒ	多宝 4 ニカー:	OW蛍光灯2基	

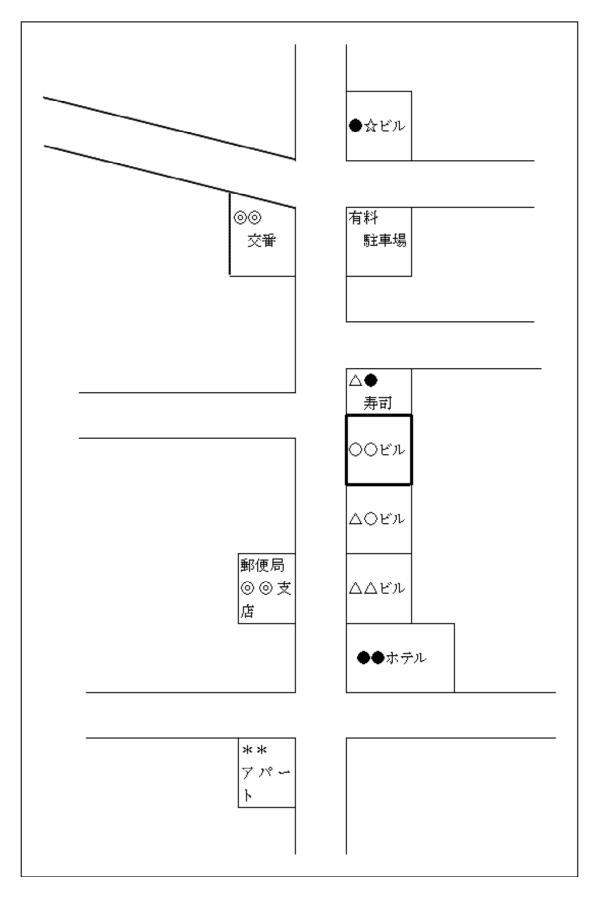
【営業の方法】

別記様式第48号(第103条関係)

	営業の方法
 営業所の名称	スナック 秋田
営業所の所在地	秋田市・・・・・・ 〇〇ビル2階
営業時間	午前 午前 午後 6 時 0 0 分から 子後 3 時 0 0 分まで
18歳未満の者を	①する ②しない
10級不何の名を 従業者として使用 すること	①の場合:その者の従事する業務の内容(具体的に) ※ 従業者として使用する場合: (例)営業開始時から午後9時まで、食器の片付け及び食器先いに従事させる。 (労働法規を確認・遵守しなければならない)
18歳未満の者を	①する ②しない
18 威木満の名を客として立ち入らせること	①の場合:保護者が同伴しない18歳未満の者を客として立ち入らせることを防止する方法 単 ①立ち入らせる場合 平後10時以降は身分証明書の提示を求める
	①する) ②しない
飲食物 (酒類を 除く。) の提供	①の場合:提供する飲食物の種類及び提供の方法 ビーナッツ、サラミ、ポテトチップスなど加工済みの飲食物を提供する。
	提供する酒類の種類及び提供の方法 ウイスキー、カクテル、焼酎、日本酒、ビール
酒類の提供	20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法 身分証明書の提示を求め、20歳以上であることを確認する。
客に遊興をさせ る場合はその内	カラオケを歌うように奨め、客の求めに応じて従業員 遊興の内容 がカラオケを操作して客に利用させる。
容及び時間帯	年前 年前 6 時 0 0 分から 0 時 0 0 分まで 午後 午後
生活発発はこと	①する ②しない
当該営業所において他の営業を 兼業すること	①の場合:当該兼業する営業の内容

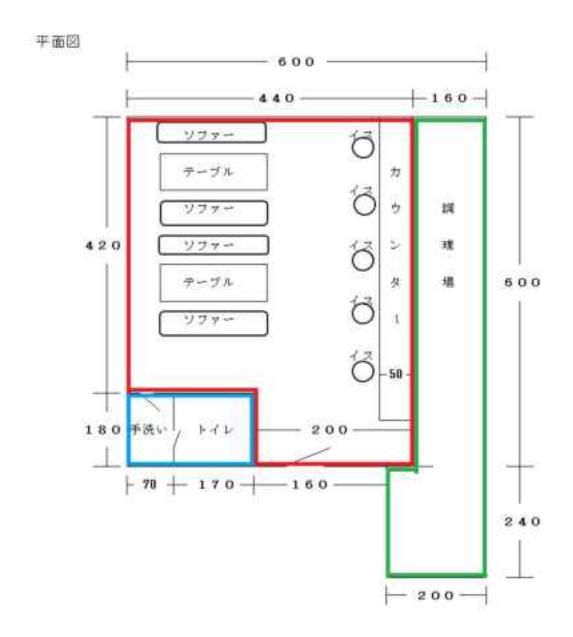
が 遊興(不特定の客にカラオケを勧めたり、バンドの生演奏を 聴かせるなど)をさせる場合は最長で午前零時まで

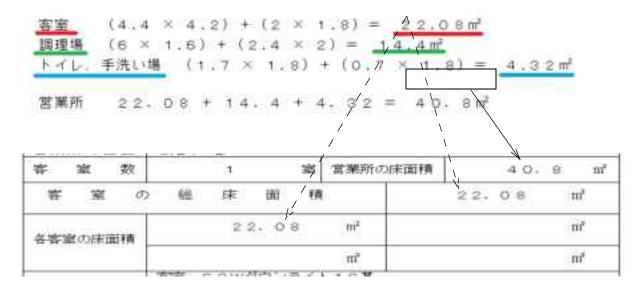
【周囲の略図】



※ 住宅地図のコピーやインターネットから印字したものも可

【平面図、面積部分】





- ※ 寸法は、内寸(実際の測定値)
- ※ 客室面積については、カウンダー上も含む

■ 営業所面積記載時の留意事項

届出を行う図面については、営業所全体の床面積、客室面積、トイレ、調理場、 更衣室等の面積をそれぞれ記入願います。

- ※ 寸法は、内寸(建物の壁から壁までの測定値)
- ※ カウンター上面も客室面積に含まれます。
- 〇 営業所全体の床面積は全ての面積の合計になります。

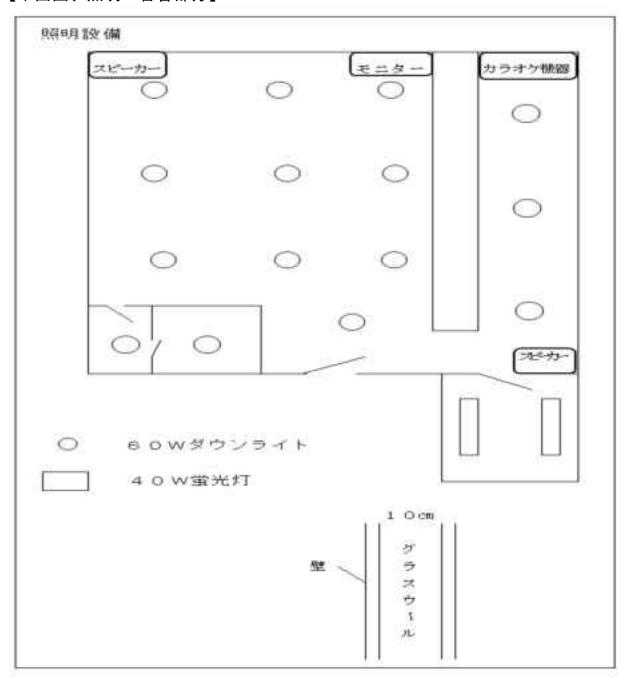
例 全体の床面積 = 客室面積 + 調理場 + トイレ、手洗い場 40.8㎡ 22.08㎡ 14.4㎡ 4.32㎡

○ 届出される図面を元に各面積の計算を行いますので、計算が可能な図面の提出 をお願いします。

数字の判読ができないものや寸法の記入のない図面では計算ができませんので、再度提出していただくことになります。

- 面積を出す際の数式については、全て記入のうえ提出してください。22.08㎡ + 14.4㎡ + 4.32㎡ = 40.8㎡
- それぞれの場所については、蛍光ペン等で囲む等して、営業所内の状況がよく わかるように提出してください。

【平面図、照明・音響部分】

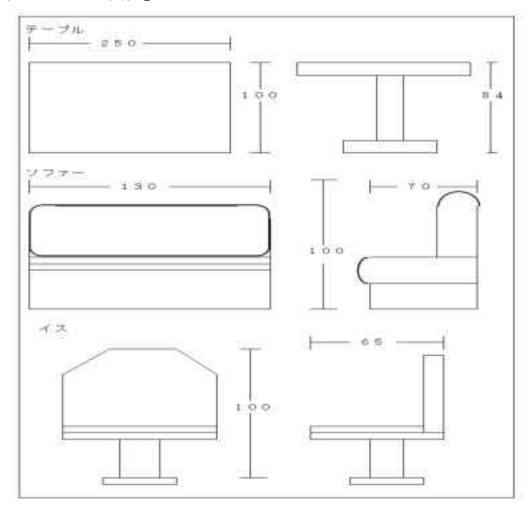


〇 開始届出書

開	明	設	備	客室 60Wダウンライト10基 トイレ、手洗い場 60Wダウンライト2基 調理場 60Wダウンライト3基 事務室 40W蛍光灯2基
音	響	設	備	☆☆社製のカラオケ装置 1台、モニター 1台、スピーカー 2台を客室 に設置する

※ 届出書に書いた数と図面に書いた個数が同じ数になるようにする

【イス、テーブルの図面】



※ 高さ1メートルを超えない高さのイスやテーブルにする